

(平成25年11月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年6月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年1月
② 昭和50年6月及び同年7月

私は、昭和46年12月に会社を退職した後に、当時居住していた市の出張所で国民年金への加入手続を行った。申立期間①の国民年金保険料については、当時勤めていた職場に来ていた集金人に、毎月450円の保険料を納付していた。申立期間②の保険料については、納付書により金融機関で毎月1,100円を納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間②の国民年金保険料について、月額1,100円を納付していたと述べており、当該期間の保険料月額と一致している。

また、申立期間②は、2か月と短期間であり、当該期間の前後は、国民年金保険料が納付済みとなっている上、当該期間の前後を通じて申立人は住所等の変更は無く、生活状況にも大きな変化は認められないことから、途中の当該期間のみが未納となっているのは不自然である。

2 一方、申立期間①について、i) 昭和47年1月の国民年金被保険者資格の取得は、平成7年12月に訂正されたものであることがオンライン記録により確認できること、ii) 当該記録が訂正される前は、申立人の同資格取得日は、昭和46年12月31日であったことが、特殊台帳及び申立人の所持する年金手帳等により確認できることから、申立人の主張のとおり毎月納付していたとするならば、同年12月の国民年金保険料については、

平成7年12月に記録訂正が行われた時点において、還付されることになるが、申立人からそのような供述は無く、申立人に還付された形跡もない。

また、申立人の特殊台帳の昭和46年度の摘要欄には、「12～1 未納納発18」（附則18条納付書の発行の略）と記載されていることから、昭和49年1月から50年12月まで実施されていた第2回特例納付時に特例納付の納付書が発行されたと推認できるが、申立人は、国民年金保険料を遡って納付した記憶は無いと述べている。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年6月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から同年9月まで

申立期間の国民年金保険料は、私の妻が、夫婦二人分を一緒に納付書により金融機関で納付してくれていた。

平成元年に民間の年金保険に加入するまでは、未納が無いように納付していたので、私たち夫婦の申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を夫婦一緒に納付していたと主張しているところ、夫婦の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されており、居住していた区の年度別納付状況リスト及びオンライン記録において、夫婦の保険料の納付状況は、全て一致していることが確認できる。

また、申立期間の前後の国民年金保険料は申立人夫婦共に納付済みである上、申立期間の前後に申立人夫婦の居住地及び職業の変更は無く、生活状況の変化は認められないことから、6か月と短期間である当該期間の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から同年9月まで

申立期間の国民年金保険料は、私が、夫婦二人分を一緒に納付書により金融機関で納付していた。

平成元年に民間の年金保険に加入するまでは、未納が無いように納付していたので、私たち夫婦の申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を夫婦一緒に納付していたと主張しているところ、夫婦の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されており、居住していた区の年度別納付状況リスト及びオンライン記録において、夫婦の保険料の納付状況は、全て一致していることが確認できる。

また、申立期間の前後の国民年金保険料は申立人夫婦共に納付済みである上、申立期間の前後に申立人夫婦の居住地及び職業の変更は無く、生活状況の変化は認められないことから、6か月と短期間である当該期間の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格取得日に係る記録を昭和38年3月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月26日から同年4月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないが、当該期間においても同社に継続して勤務していた。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人が所持している人事発令記録、B社の回答及び同僚の供述から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和38年3月26日に同社本社から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所における昭和38年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、事業主が保管している申立人の申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」における被保険者資格取得日が昭和38年4月1日と記載されていることから、事業主は、同日を資格取得

日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格取得日に係る記録を昭和38年3月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月26日から同年4月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないが、当該期間においても同社に継続して勤務していた。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社が保管している従業員台帳（発令情報）、同社の回答及び同僚の供述から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和38年3月26日に同社本社から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所における昭和38年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、事業主が保管している申立人の申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」における被保険者資格取得日が昭

和 38 年 4 月 1 日と記載されていることから、事業主は、同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格取得日に係る記録を昭和38年3月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月26日から同年4月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないが、当該期間においても同社に継続して勤務していた。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社が保管している従業員台帳（発令情報）、同社の回答及び同僚の供述から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和38年3月26日に同社本社から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所における昭和38年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、事業主が保管している申立人の申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」における被保険者資格取得日が昭

和 38 年 4 月 1 日と記載されていることから、事業主は、同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格喪失日に係る記録を昭和50年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和48年4月3日にD社（現在は、B社）に入社し、同社及び同社のグループ会社に平成21年4月30日まで継続して勤務していたが、年金記録を確認したところ、A社C事業所からD社E事業所に異動した際の申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録並びにB社から提出された在籍証明書及び経歴書から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和50年6月1日に、A社C事業所からD社E事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所における昭和50年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和50年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を

厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月まで

私は、昭和 57 年 3 月に私立学校を退職したことを契機に、同年 4 月に社会保険事務所（当時）の窓口で国民年金の加入手続を行い、前納制度を利用して、申立期間の国民年金保険料をそこで納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 4 月に社会保険事務所の窓口で国民年金の加入手続を行い、前納制度を利用して、申立期間の国民年金保険料をそこで納付したと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、58 年 4 月頃と推認できるため、国民年金の加入手続時期が申立人の主張する時期と一致しない上、当該加入手続の時点において、申立期間の保険料を前納制度を利用して納付することはできない。

また、申立人の主張のとおり申立期間の国民年金保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、当該期間当初から手帳記号番号の払出時期までを通じて同一市内に居住していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、その形跡も無い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年11月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年11月から61年3月まで

結婚前、父親が私の国民年金の加入手続きを行い、私の国民年金保険料を納付してくれていた。昭和40年2月に結婚してからは、自身の保険料を、第3号被保険者となるまで全て自分で納付しており、保険料を前納したことも何度かあった。60年頃、市の出張所の職員から、「保険料を払い過ぎているので返金します。」と言われ、その後、実際にお金が振り込まれたことを記憶している。

私は、結婚後の任意加入期間の国民年金保険料を全て納付していたにもかかわらず、申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。また、もし保険料が間違っただけで還付された期間があるのならば、元（納付済期間）に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後、第3号被保険者となるまで、国民年金保険料を全て納付していたと主張している。しかし、i) 申立人の所持する年金手帳によれば、国民年金の記録欄の「被保険者でなくなった日」に「昭和59年11月30日」と記載され、その後の「被保険者となった日」に「昭和61年4月1日」と記載されていること、ii) オンライン記録でも、任意加入被保険者資格を59年11月30日に喪失後、61年4月1日に第3号被保険者資格を取得するまで国民年金被保険者資格を取得した記録は確認できないことから、申立期間は国民年金の任意加入適用期間における未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、昭和60年頃、納付した国民年金保険料の還付を受けた記憶があることから、保険料が間違っただけで還付された期間があるのならば、元

(納付済期間)に戻してほしいと述べている。しかし、オンライン記録によると、国民年金被保険者資格喪失を理由とする過誤納により、60年1月に、申立期間のうち、59年11月から60年3月までの保険料(30,820円)が還付決議されていることが確認でき、申立人の主張と一致するものの、当該期間は、前述のとおり、保険料を納付することができない期間であったため、当該還付処理に誤りは認められない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年9月から6年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月から6年2月まで

私は、国民年金について両親と話し合い、平成5年9月頃、町役場で加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、自宅の近所にある金融機関で納付書により毎月、1万1,000円程度を現金で納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年9月頃、町役場で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、金融機関で納付していたと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された20歳到達者の被保険者資格取得の処理日から8年4月頃と推認され、その時点において、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、当該期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、当該期間の始期から申立人の手帳記号番号が払い出された時期までを通じて同一町内に居住していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 12 月 27 日から 40 年 3 月 1 日まで
② 昭和 42 年 8 月 26 日から同年 9 月 1 日まで

私は、昭和 39 年 12 月 27 日に A 社（後に、B 社）に入社し、42 年 9 月 21 日まで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の記録が無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、事業主の証言から、申立人が当該期間において A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、事業主は、すぐに辞めてしまう人が多かったため、3 か月ほど様子を見てから社会保険に加入させていた旨を述べているところ、同僚は、その記憶する入社時期から約 3 か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人の雇用保険被保険者資格の取得日は、厚生年金保険被保険者資格の取得日と同じ昭和 40 年 3 月 1 日となっている。

さらに、申立人は、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

申立期間②について、申立人は、オンライン記録によると、昭和 42 年 8 月 26 日に被保険者資格を喪失し、同年 9 月 1 日に再度、被保険者資格を取得しており、当該期間が被保険者期間とされていないが、当該期間においても B 社に勤務したと主張している。

しかし、事業主は、申立人は一度退職した後、再就職したと思うと述べている。

また、B 社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、

昭和 42 年 8 月 31 日に健康保険被保険者証を返却し、同年 9 月 1 日に新たに別の健康保険の番号を付与されていることが確認でき、一連の事務処理に不自然さは見当たらない。

さらに、申立人の B 社に係る雇用保険における離職日は、昭和 42 年 8 月 25 日となっており、厚生年金保険被保険者資格の喪失日と合致している。

加えて、申立人は、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。